

金属類破碎処理等業務委託契約に係る仕様書

金属類破碎処理等業務委託に係る仕様は次のとおりとする。この業務を受注した者（以下「受注者」という。）は、この仕様に基づき、業務を履行するものとする。

1. 本契約で処理委託するもの

(1) 金属類の定義

本業務において「金属類」とは、鹿児島市一般廃棄物処理実施計画に基づき、鹿児島市民（以下、「市民」という。）が分別した金属製品または電化製品（いずれも45リットル以下の透明ごみ袋1枚に入り、その袋のみで口が結ばれている。ただし、傘やゴルフクラブ等は一端が袋からはみ出していることがある。）であって、市民がごみステーションに排出した後、鹿児島市（以下、「本市」という。）または本市が別に委託した事業者の車両（以下、「収集車」という。）で収集したもの、もしくは本市施設に市民が搬入したものをいう。

(金属類の例)

金属製品・・・鍋・フライパン、包丁、金属製のおもちゃや調理器具、アルミ箔

傘、ゴルフクラブ、飲食物以外のものが入っていた空き缶等

電化製品・・・時計、掃除機、炊飯ジャー、ポット、アイロン、小型扇風機、電話機

ミニコンポ・ラジカセ、ワープロ、ビデオデッキ等

(2) 金属類の性状

①本市は、市民に対し、対象外のことを金属類として排出しないよう十分に啓発し、それらを収集したり搬入させたりしないように努めるが、受注者は、それでもなお混入の可能性のあることに留意し、このこと並びに金属類の性状に異議は唱えられない。

②金属製品と電化製品は、収集車や本市施設に混合して積載または保管される。

2. 委託する業務の内容

受注者は、以下の各業務を行うこと。履行に要する費用は、特に定めるものを除き、使用料、技術料、車両費、運搬費、人件費、事務手数料等を含め、全て委託料に含むものとする。

(1) 受入

受注者は、以下①と②に定める方法で金属類を受け入れること。

※各月の破砕処理予定量は、別表のとおり

	方法	条件	破砕処理 予定量
① 直接 受入	毎月第1または第2水曜日（12月及び1月は別途協議して定めた日）に、収集した金属類を受注者が管理する敷地に搬入する方法。	ア. 各収集車の搬入量を受注者が保有する計量装置（廃棄物等の重量を車両ごと計測できるもの）で計量すること。 イ. 計量は、事前に各収集車の収集前重量等を登録するなど、各車両が一度の計量装置搭乗で済ませられるようにすること。 ウ. 敷地に案内表示や誘導員を適切に配置し、収集車の円滑な動線を確認すること。	768 トン
② 仮置 中継 受入	鹿児島市横井埋立処分場（鹿児島市犬迫町11900番地）内に仮置きした金属類を、受注者の負担で積込・搬出し、受注者が管理する敷地に搬入する方法。	ア. 各収集車の搬入量を受注者が保有する計量装置（廃棄物等の重量を車両ごと計測できるもの）で計量すること。 イ. 敷地に案内表示や誘導員を適切に配置し、収集車の円滑な動線を確認すること。 ウ. 野外で野積みされている金属類を搭載するための機材や車両を準備すること。 エ. 横井埋立処分場から受注者の管理する敷地までの運搬に際しては、積載物飛散を防止する措置を講じること。 オ. 各月ごとの運搬は、原則として、仮置き後1週間以内に搬出することとし、搬出等の日時、方法等について、事前に発注者と協議を行うこと。	1,107 トン

(2) 破砕・分別・資源化

受注者は、受け入れた金属類を、本市が指定する日までに、自らが保有する機械等を用いて破砕し、有価物と残渣（可燃性・不燃性）に分別すること。かつ、有価物については資源化を図り、適正な中間処理を行うものとする。

(3) 残渣の運搬

受注者は、破碎・分別により発生した残渣を、その性状によって以下の廃棄物処理施設に速やかに持ち込むこと。処分料は免除する。

- ① 可燃性残渣：鹿児島市北部清掃工場（鹿児島市犬迫町11900番地）または鹿児島市南部清掃工場（鹿児島市谷山港3丁目3番地3）
- ② 不燃性残渣：鹿児島市横井埋立処分場

(4) 報告

- ① 受注者は、上記2.(1)①直接受入について、以下の各点を含む「直接受入報告書」を、受入れをした日ごとに、その翌日までに本市へ報告すること。
 - ア. 各収集車の情報（収集業者名、車両番号）
 - イ. 各収集車の搬入時刻
 - ウ. 各収集車の搬入量
- ② 受注者は、以下の内容を含む「処理完了報告書」を作成し、本市に提出すること。
 - ア. 破碎処理の実施日
 - イ. 処理後の有価物、可燃性残渣、及び不燃性残渣の各重量

3. その他（留意事項）

- ①受注者は、本業務の実施にあたり、金属類以外の廃棄物等が混入しないよう十分な措置を講じなければならない。
- ②本業務実施中に事故や故障（前項の混入を含む）が発生した場合、その他正常に本業務を実施できなくなった場合は、直ちに本市へ連絡し、その指示を受けること。
- ③この仕様書に定めのない事項及び契約の履行に必要と認められている事項は、本市の指示に基づき、適正に処理するものとする。

(別表)

各月の破碎処理予定量（令和7年度）

単位：トン

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①直接受入	68	65	69	54	67	66	60	77	79	47	57	59	768
②仮置中継受入	90	95	110	85	101	103	92	93	106	68	86	78	1,107
合計	158	160	179	139	168	169	152	170	185	115	143	137	1,875